

## 摂津市老人クラブ活動補助金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、摂津市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）に加入する単位老人クラブに対して活動に必要な費用の一部を補助することにより、老人クラブ活動の活性化を図り福祉の増進に寄与することを目的とする。

### （補助の対象）

第2条 補助の対象は、本市内で活動を行っており、概ね 60 歳以上の市民から構成され、連合会に加入している団体とする。

### （補助金の額）

第3条 補助金は、別表に定める上限額を限度として、予算の範囲内で交付できるものとする。

### （交付申請）

第4条 補助金の交付を受けるにあたっては、摂津市老人クラブ活動補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### （交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、摂津市老人クラブ活動補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により通知する。

### （請求）

第6条 前条による通知を受けた単位老人クラブは、摂津市老人クラブ活動補助金請求書（様式第3号）により、市長に請求する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求があったときは、速やかに対応するものとする。

### （実績報告）

第7条 前条第2項の規定により、補助金の交付を受けた団体は、当該年度の事業実績を事業完了後30日以内に摂津市老人クラブ活動補助金実績報告書（様式第4号）により、市長に提出しなければならない。

### （返還）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付した補助金の全部または一部を返還させるものとする。

- （1） この規程に違反したとき。
- （2） 事業の変更又は中止、若しくは事業の遂行の見込がないとき。
- （3） 支出額が予算額に較べて減少したとき。

(4) 詐欺その他不正の行為により補助金を受け、又は受けようとしたとき。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 摂津市老人クラブ友愛訪問活動補助金交付要綱(平成19年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の摂津市老人クラブ活動補助金要綱によって定められた様式による用紙がある場合には、当分の間、所用の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

|           | 上限額                                     |
|-----------|-----------------------------------------|
| 単位老人クラブ事業 | 30,000 円+(335 円×会員数)+(1,000 円×友愛訪問対象者数) |

様式第 1 号

摂津市老人クラブ活動補助金交付申請書

年 月 日

摂津市長 様

クラブ名

住所

会長名

年度において標記の補助金を下記のとおり受けたいので、摂津市老人クラブ活動補助金交付要綱に基づき申請します。

記

1. 申請金額

金 円

2. 添付書類

- ・歳入歳出予算書
- ・活動計画書
- ・派遣対象者名簿

様式第2号

第 号  
年 月 日

クラブ名

会長名

様

摂津市長

摂津市老人クラブ活動補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました標記の補助について、下記のとおり決定したので通知します。

記

補 助 額                      金                      円

様式第3号

年 月 日

摂津市長

様

クラブ名

住所

会長名

請 求 書

年 月 日付第 号摂津市老人クラブ活動補助金交付決定に基づき、  
下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

様式第4号

年 月 日

摂津市長

様

クラブ名

住所

会長名

### 摂津市老人クラブ活動補助金実績報告書

摂津市老人クラブ活動補助金交付要綱に基づき、次の関係書類を添えて報告します。

1. 歳入歳出決算書
2. 活動実績報告書